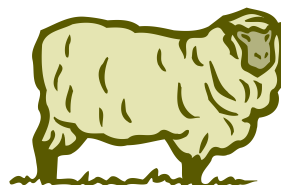
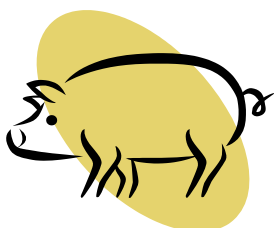


家畜伝染病予防法に基づく

家畜所有者の定期報告の手引き

～小規模所有者用～

家畜伝染病予防法の規定により、家畜の所有者は、毎年定められた日までに家畜の飼養衛生管理状況を県知事に報告することが義務付けられています。



*小規模所有者とは、飼養頭羽数が次の頭羽数に該当する家畜所有者をいいます。

牛、水牛及び馬にあっては **1頭**

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては **6頭未満**

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては **100羽未満**

だちょうにあっては **10羽未満**

広島県農林水産局畜産課

平成28年 1月26日 発行

平成31年 2月1日 一部改正

令和3年1月15日 一部改正

令和3年12月28日 一部改正

令和6年2月 日 一部改正

家畜所有者の定期の報告について

(家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告)

家畜所有者（飼養衛生管理者）の皆様へ

家畜の所有者は県知事への定期報告が義務づけられています。

日頃から家畜衛生関係事業にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び家畜の飼養衛生管理状況に関し、当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告することが義務づけられています。

ついては、家畜所有者の皆様には下記の事項をご参照のうえ、毎年、忘れずに定められた期限までに「定期報告書」の提出をお願いいたします。

なお、近年の国内外における家畜伝染病の発生状況を踏まえ、伝染病の防疫対策をさらに強化するよう、「発生予防」、「早期発見・通報」及び「予防的まん延防止措置」などの観点から、令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されました。また、この法改正に伴い、飼養衛生管理基準が大幅に改正されるとともに、定期報告様式も変更となりました。

定期報告書の様式は、広島県ホームページから入手できます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html>

1 報告の必要がある家畜の所有者

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家畜」という。）の所有者（管理者）は、毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出する必要があります。（これ以外の家畜や動物については、報告する必要はありません。）

また、この報告は、家畜の飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、販売、展示、競技等）にかかわらず、対象家畜を所有する全ての者が報告しなければなりません。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	毎年6月15日まで

2 報告事項

基本情報（当該年の2月1日時点の飼養している家畜の種類、頭羽数等）

- (1) 定期報告書の「記入例」及び「欄外の注意事項」（4～5頁）並びに「定期報告書の記入方法に関するQ&A」（6～7頁）を参考に、「1.基本情報」について記載して、報告期限までに管轄の畜産事務所（家畜保健衛生所）に提出してください。
- (2) 押印は、不要です。
- (3) 預託牛等、当該農場（飼育場所）以外の場所で飼育している家畜は、飼養頭羽数から除いてください。

注）小規模所有者の皆様は、飼養衛生管理基準の遵守状況及び添付書類（飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況に関する報告や農場の平面図等）の提出は、不要です。
飼養頭羽数が下記に該当しない家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の遵守状況等の報告や添付資料が必要となりますので、「家畜所有者の定期報告の手引き」をご覧ください。

※小規模所有者：家畜の飼養頭羽数が下記に該当する者

牛、水牛及び馬にあつては **1頭**

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては **6頭未満**

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては **100羽未満**

だちょうにあつては **10羽未満**

3 報告書の提出先（郵送・ファクシミリ・電子メール）

ファクシミリ、電子メールによる提出も可能です。その際は、原本を保管してください。

管轄畜産事務所	住 所	電話番号 ファクシミリ 電子メール	管 轄 す る 市 町
西部畜産事務所・ 西部家畜保健衛生所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15	(082)423-2441(直通) (082)424-1826 njwboueki@pref.hiroshima.lg.jp	広島市・呉市・竹原市・ 大竹市・東広島市・ 廿日市市・安芸高田市・ 江田島市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町・大崎上島町
東部畜産事務所・ 東部家畜保健衛生所	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	(084)921-1311(代表) (084)921-1229 njeboueki@pref.hiroshima.lg.jp	三原市・尾道市・ 福山市・府中市・ 世羅町・神石高原町
北部畜産事務所・ 北部家畜保健衛生所	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	(0824)72-2015(代表) (0824)72-7334 njnboueki@pref.hiroshima.lg.jp	三次市・庄原市

4 その他

(1) 報告内容の市町長への通知

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法(第12条の4第2項)の規定により県知事から当該家畜の所在地を管轄する市町長に通知するとともに、家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、報告いただいた内容の全部又は一部を農林水産省並びに伝染病発生時の防疫措置にご協力いただく関係者に情報提供することがあります。

(2) 定期報告書及び添付書類の作成について

定期報告書及び添付書類の作成・提出について、疑問点や判らないことがありましたら、遠慮無く畜産事務所または貴農場に畜産事務所職員が訪問した際にご質問、お問い合わせください。また、農林水産省ホームページも参考にしてください。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

記入例

小規模所有者用

定期報告書

提出日

西暦 年 月 日

広島県 家畜保健衛生所長 様

農場名 : 広島 一男

住所 : 広島県〇〇市〇〇町〇丁目△番△号

電子メール : kazu@hiroshima.ne.jp

(電話番号 : 456 - 789 - 123)

(FAX : - -)

○農場名(法人の場合はその名称、
名称がない場合は飼養者名)
○飼養場所の住所を記載すること
○電子メール等がない場合は空欄で可

個人情報の取扱いについて
同意の場合チェック

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	広島 一男
家畜の所有者の住所	郵便番号 765 - 4321 広島県〇〇市〇〇町〇丁目△番△号
家畜の所有者の連絡先	電子Mail : kazu@hiroshima.ne.jp 携帯電話番号 : 090-6666-6666 (電話番号 : 456-789-0123) (FAX :)
飼養衛生管理者の氏名	同一
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 - 同一
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail : 同一 携帯電話番号 : 同一 (電話番号 : 同一) (FAX : 同一)
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 - 同一

所有者と飼養衛生管理者が異なる場合
氏名、住所、連絡先、管理する区域の住所を記載すること

同じ場合
「同一」と記載すること

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛 満24月以上 1頭	育成牛 満4月以上 満24月未満 1頭	子牛 満10日以上 満4月未満 1頭	飼養家畜の種類、区分毎に 2月1日時点の頭羽数を記入 すること		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛) 満24月以上 1頭	肥育前期の牛 満9月以上 満24月未満 1頭	育成牛 満4月以上 満9月未満 1頭	子牛 満4月未満 1頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛) 満17月以上 1頭	肥育前期の牛 満7月以上 満17月未満 1頭	育成牛 満4月以上 満7月未満 1頭	子牛 満4月未満 1頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄) 満24月以上 1頭	成牛(雌) 満24月以上 1頭	育成牛 満4月以上 満24月未満 1頭	子牛 満4月未満 1頭		
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚 離乳かつ 満3月未満 1頭	
		雄豚 満12月以上 1頭	母豚 満12月以上 1頭	育成豚 満3月以上 満12月未満 2頭			
	鶏	採卵鶏		肉用鶏	その他()の欄には、水牛、 鹿、めん羊、山羊、いのしし、 あひる(アイガモ舎)、うずら、 きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥のいずれかを記入		
成鶏 満150日以上 20羽		育成鶏 満150日未満 10羽	20羽				
馬その他	馬	その他 (めん羊)	その他 (山羊)	その他 (いのしし)	その他 (例：合鴨) (例：チャボ)		
	1頭	1頭	1頭	1頭	3羽 5羽		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	小規模飼養者の記載不要		舎				

(注意書き以降省略)

定期報告書の記入方法に関する Q&A

Q1: 愛玩用に烏骨鶏(ウコッケイ)やチャボを飼っています。報告は必要ですか？また記入はどのようにすればいいですか。ミニブタやマイクロブタはどのように記入すればいいですか。

A1: 飼養目的(畜産業、試験研究、教育(学校動物)、愛玩(観賞)、展示、競技等)にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。烏骨鶏(ウコッケイ)、チャボなどは、雌雄区別なく採卵鶏の欄に、日齢に応じて成鶏または育成鶏の欄に所有羽数を記入して下さい。また、食肉用のシャモの場合は肉用鶏の欄に記入して下さい。

ミニブタやマイクロブタは繁殖豚の欄に、性別、月齢別に所有頭数を記入しミニブタである旨も併記して下さい。

その他の動物については、対象家畜と同属の動物は報告して下さい(例外として、ロバはウマ属ですが報告対象外)。また、不明な動物については、下表を参考にするか、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

動 物	対 応
ミニチュアホース、ポニー	その他の欄の()内に馬の種類を記入し、下欄に頭数を記入する。
ミニブタ、マイクロブタ	月齢に応じて繁殖豚又は子豚の欄に頭数と()書きでミニブタ又はマイクロブタと記入する。
採卵を目的に飼養している鶏、愛玩(観賞)用、教育(学校動物)用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ、ロードアイランドレッド、名古屋種など食肉目的以外で飼養する全ての鶏の品種	日齢に応じて採卵鶏の成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。 なお、愛玩(観賞)用の場合は羽数記入欄に「愛玩用」と付記して下さい。
ブロイラー、シャモ、その他食肉を目的に飼養している鶏	肉用鶏の欄に羽数を記入する。
あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	その他の欄の()内に鳥の種類を、下欄に羽数を記入する。
アイガモ(あひるとみなす)	その他の欄の()内にアイガモと記入し、下欄に羽数を記入する。
ロバ	対象外のため記入不要。
ウサギ	対象外のため記入不要。
モルモット、ネズミ、ハムスター、リスなどのげっ歯類	対象外のため記入不要。
ガチョウ、カルガモ、マガモ	対象外のため記入不要。
セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャクなど上記以外の鳥類	対象外のため記入不要。

Q 2 : 農場(飼養場所)が離れた場所に複数あります。報告はどのようにすればいいですか。

A 2 : 農場(飼養場所)毎に報告書を作成してください。

Q 3 : 報告書は誰が作成するのですか？

A 3 : 報告書は家畜の所有者が作成して提出してください。所有者とは別に飼養衛生管理者がある場合は、飼養衛生管理者が作成し、提出することも可能です。

Q 4 : 飼養衛生管理者とは誰のことですか？

A 4 : 衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者(農場長など)です。区域に出入りする者の管理や農場の作業員などへの情報提供、衛生管理の周知等を行います。家畜の所有者自らが飼養衛生管理者になることも可能です。

Q 5 : 「農場名」は特にありません。その場合は、どのように記入するのですか？

A 5 : 「農場名」が特にない場合は、所有者の氏名を記入してください。「住所」欄には家畜の飼養場所の所在地を記入してください。

Q 6 : 報告書提出後に、所有者または飼養衛生管理者が変更しました。また、飼養頭羽数が増減しました。再度提出が必要ですか。

A 6 : 所有者又は飼養衛生管理者が変更した場合は、電話、ファックス等により管轄する畜産事務所に報告してください。飼養頭羽数や定期報告書の記載内容は、次回報告時に更新してください。

Q 7 : 家畜を複数種類所有していてその他の欄に書ききれません。

A 7 : 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q 8 : 農場には羊や山羊、ミニブタ、鶏などいろいろな種類の家畜がいます。個々の種類の家畜頭数は少ないのですが、合計で10頭になります。小規模所有者の報告書で良いのでしょうか？

A 8 : 小規模所有者の報告書で結構です。ただし、飼養衛生管理状況等について家畜保健衛生所から問い合わせや追加資料の提供を依頼する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

Q 9 : 対象家畜の飼養をやめました。その場合は「0」と記入して報告するのですか。また、やめたことを連絡した方がいいですか？

A 9 : 報告書の提出は必要ありませんが、飼養をやめた旨の連絡をお願いします。

家畜伝染病予防法に基づく家畜所有者の定期報告の手引き
～小規模所有者用～

編集・発行 広島県農林水産局畜産課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話 082-513-3607 FAX 082-228-0396